

神拘乙発第805号

令和4年8月30日

緊急報告第6号様式

あ て 先	矯 正 局 長 殿 大阪矯正管区長 殿	発 信 人	神戸拘置所長
自殺事故速報			
1 事故発生日時及び概要			
<p>令和4年8月25日(木)午後8時24分、当所 [REDACTED] [REDACTED] において、同室収容中の刑事被告人 (以下「事故者」という。)が、職員の呼び掛けに応じることなく、 [REDACTED] で倒れていたことから、夜勤監督職員副看守長 (以下「副看守長」という。)ほか数名の職員で同居室扉を開扉し、 [REDACTED] ところ、首に長袖シャツを巻き付けた状態で意識はなく、自発呼吸等も認められないことから非常ベル通報し、臨場した職員とともに救命措置を講じつつ、その後、当所の119番通報により駆け付けた救急隊員により [REDACTED] 病院に搬送されたものの、同日午後9時35分、同病院医師により死亡が確認されたもの。</p> <p>なお、 [REDACTED] 同日午後7時15分、同居室内において、 [REDACTED]</p>			
2 事故者名等			
<p>(1) 身 分 刑事被告人 [REDACTED]</p> <p>(2) 氏 名 [REDACTED]</p> <p>(3) 生年月日 [REDACTED]</p> <p>(4) 事 件 名 [REDACTED]</p> <p>(5) 刑名、刑期 [REDACTED]</p> <p>(6) 入 所 日 [REDACTED]</p>			

(7) 入所度数

(8) 所内における行状の良否

(9) 住 所

(10) 国 籍

3 推定事故原因

事故者の収容居室内の検査を実施したところ、遺書と思しき文面が記載された[]が発見され、その内容から[]と推測される。

4 事故に対し採った措置

(1) 令和4年8月25日(木)午後8時25分、非常ベル通報により監督当直者法務事務官看守長[]ほか数名の職員が臨場し、[]副看守長が心臓マッサージを継続しながらAEDを使用したものの、電気ショック不要とのアナウンスが流れたため、心臓マッサージ及びアンビューパックを使用した人工呼吸の救命措置を継続しつつ、同時27分頃、119番通報した。

(2) 同時42分、通報により到着した救急隊員が事故者の救命措置を行うとともに、同救急隊員により同日午後9時12分、事故者を[]病院へ搬送した。

(3) 同時15分、当所医師[](以下「[]医師」という。)の所見(心肺停止)に基づき、事故者を[]した。

(4) 同時35分、同病院医師により事故者の死亡が確認された。

5 その他

(1) 令和4年8月25日(木)午後9時25分、兵庫県神戸北警察署刑事課に事故者の容態等を通報した。

(2) 同時30分、神戸地方検察庁検事[](以下「[]検事」という。)に事故者の容態等及び[]した旨を通報した。

(3) 同時 5 2 分、 [redacted] 検事宛てに事故者の死亡を通報した。

(4) [redacted]

(5) 同時 4 0 分から [redacted] において、 [redacted] 医師立会の下、 [redacted] 検事による司法検視及び
当所所長による行政検視を実施した。その後、 [redacted] 検事から事件性は認め
られず、司法解剖も行わないとの判断が示された。

(6) [redacted]

(7) [redacted]

(8) 同日午後 6 時 4 5 分、神戸司法記者クラブ及び神戸司法民放記者クラブ
加盟社に本件事案を公表したところ、本日までの間に 6 社からの取材があ
り、1 社（神戸新聞）による新聞報道を確認している。

(8) 本日の開室人員は 2 3 6 名である。